

障害者に対する就労支援の推進

～平成24年度 障害者雇用施策関係予算概算要求のポイント～

平成 2 3 年 9 月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

平成22年度における障害者雇用に関する状況を見ると、引き続きハローワークの新規求職件数、就職件数ともに過去最高となる等障害者の就労意欲の高まりが見られる。とりわけ精神障害者や発達障害者、難病者などについては、平成17年度からの6年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

障害者の実雇用率も、平成16年の1.46%以降、平成22年の1.68%と年々上昇傾向にあるが、法定雇用率は未達成であり、また、法定雇用率を満たす企業の割合は全体の47.0%と半数以下である等、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、被災地のハローワークでは、新規求職申込件数が増加する等厳しい雇用情勢がみられ、こうした離職若しくは自宅待機を余儀なくされた障害者に対しては、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の就労支援力を強化し、適切な支援を引き続き実施する。

平成24年度においては、上記の状況を踏まえ、

- ① 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化
- ② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者の職業能力開発支援の推進

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成24年度要求額 21,986 (21,805) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

- | |
|--|
| 1 ハローワークと地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進によるマッチング機能の向上及び厳正な雇用率達成指導 |
|--|

[要求額 655 (650) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の推進や中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の実施によりハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[要求額 4,384 (4,267) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成23年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充及び機能強化を図る。

（設置箇所数 322センター → 327センター）

3 障害者試行雇用事業の推進

[要求額 883 (864) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数 9,000人 → 9,200人）

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

[要求額 2,351 (2,340) 百万円]

(1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

[要求額 600 (593) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を行う。

(2) 精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金等の活用

[要求額 767 (761) 百万円]

カウンセリング体制の整備や業務遂行上の支援を行う者の配置等精神障害者等が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金等の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。

(3) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[要求額 367 (362) 百万円]

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(4) 難治性疾患患者雇用開発助成金

[要求額 145 (145) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

[要求額 577 (562) 百万円]

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

3 在宅就業支援団体活性化事業（新規）

[要求額 21 (0) 百万円]

在宅就業障害者に対し、受注拡大等への取組や障害者への職業講習等を積極的に実施する団体を募集し、そのうち支援効果が高いと見込まれる取組を行う団体を選定し、これらに要した費用の一部を助成する。

Ⅲ 障害者の職業能力開発支援の推進

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[要求額 1,551 (1,595) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業

能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、就業経験がない人等を対象とした「障害者向けデュアルシステム」で、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ（仮称）」を配置するなど、委託訓練の充実を図る。

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 132 (132) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

3 公共職業能力開発施設における障害特性やニーズに応じた職業訓練の推進

[予定額 3,833 (3,902) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施する。

IV 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

1 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

[要求額 11 (4) 百万円]

障害者権利条約の批准に対応するため、障がい者制度改革推進会議における議論を踏まえつつ、労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等について、引き続き所要の検討を行う。